

令和6年会津美里町議会定例会 1月会議

議事日程 第1号

令和6年1月12日（金）午前10時00分開会

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議会改革推進特別委員会の設置及び委員の選任について

第4 議案の上程及び提案理由の説明

第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第6 議案第1号 会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第7 議案第2号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第8 議案第3号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	小柴葉月君	10番	堤信也君
3番	荒川佳一君	11番	鈴木繁明君
4番	山内豪君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	目黒裕樹君
課長補佐	松本由佳里君
会計管理者	猪俣利幸君
町民税務課長	平山正孝君
健康ふくし課長	小林隆浩君
産業振興課長	佐藤勝利君
建設水道課長	歌川哲由君
課長補佐	渡部雄二君
教育課長	福田富美代君
こども教育課長	小島隆一君
生涯学習課長	
代表監査委員	

○事務局職員出席者

事務局次長	歌川和仁君
兼総務係長	歌川和仁君
主任主査	渡邊純子君

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(大竹 惣君) ただいまから令和6年会津美里町議会定例会1月会議を開会します。

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(大竹 惣君) 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告はお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(大竹 惣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

3番 荒川 佳一 君

4番 山内 豪 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(大竹 惣君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。定例会の会期は、本日から12月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大竹 惣君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月までの通年と決定いたしました。

○議会改革推進特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(大竹 惣君) 日程第3、議会改革推進特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

会津美里町議会議員政治倫理条例の見直しとハラスメント防止条例の制定を目指し、地方自治法第109条及び本町議会委員会条例第6条の規定に基づき、本日から令和7年11月12日までの期間において、委員定数を10名以内として議会改革推進特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会が本日から令和7年11月12日までの期間において委員定数10名以内として設置されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時04分）

〔議会改革推進特別委員会委員名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

本町議会委員会条例第8条第4項の規定により、特別委員は議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、ただいま選任されました委員は、直ちに常任委員会室において委員会を開催し、正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時04分）

再 開 （午前10時25分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

議会改革推進特別委員会の結果、正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長、15番、根本謙一君、副委員長、8番、星次君、以上のように決定いたしました。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第1号、議案第1号から議案第3号までの計4議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 新年おめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日、令和6年会津美里町議会定例会1月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案3件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第1号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和5年11月4日、町内沼田字東大窪地内の町道において、舗装面の老朽化に伴う欠損により自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金1万3,684円を町が支払うことで示談が成立しましたので、専決処分したものであります。

次の議案第1号は、会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。本案は、コンビニ交付の導入に伴い、サービスの普及及びマイナンバーカードの取得を推進するため、コンビニ交付による住民票の写しなどの交付手数料を減額する規定を追加するものです。また、戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことにより、新たに開始される戸籍電子証明書等の手数料に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次の議案第2号は、会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が見直しされたため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第3号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）であります。普通交付税の再算定に伴う追加交付及び組織見直しによる庁内備品等の購入に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億9,119万3,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第1号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長補佐、佐藤勝利君。

〔建設水道課課長補佐（佐藤勝利君）登壇〕

○建設水道課課長補佐（佐藤勝利君） おはようございます。報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せて提出案件資料1ページ上段を御覧ください。それでは、提出案件資料にてご説明させていただきます。本件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年11月4日午後10時頃、町内沼田字東大窪地内の町道30108号線、通称広域農道会津パールラインにおいて、舗装面の老朽化に伴う欠損により自動車のタイヤがパンクする物損事故が発生いたしました。その後、令和5年12月11日、大沼郡三島町在住の相手方、N氏と物損事故に係る損害賠償金について1万3,684円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本件事故後、欠損箇所につきましては補修が完了していることを併せて報告いたします。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号を終了いたします。

○議案第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第1号 会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、猪俣利幸君。

〔町民税務課長（猪俣利幸君）登壇〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、議案第1号 会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページから6ページ、提出案件資料1ページ中段、参考資料1ページから5ページでございます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、コンビニ交付の導入に伴い、当該

サービスの普及及びマイナンバーカードの取得を推進するため、当該サービスに係る手数料を減額する規定を追加し、また戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じまして、戸籍法関係の新たな手数料を定めるものでございます。

改正の内容ですが、コンビニ交付に係る手数料について、印鑑登録証明書及び住民票の写し、1人のものにつきましては現行200円を100円に、住民票の写し、世帯全員のものにつきましては現行300円を100円にすることとしたものです。なお、令和6年2月1日から令和7年3月31日までの間に限っては、これらの全ての手数を50円とすることとしたものです。また、戸籍法関係手数料につきまして、本籍地以外での戸籍証明書等の交付や他の行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行、また届け書等の電子情報に係る証明書の交付または閲覧など、新たな手数料を追加することとしたものです。

なお、この条例のコンビニ交付手数料に関する規定はサービスの開始日、令和6年2月1日から、戸籍法関係手数料の規定につきましては改正法令の施行日、令和6年3月1日から施行することとしたものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第2号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、渡部雄二君。

〔こども教育課長（渡部雄二君）登壇〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 議案第2号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書7ページ、提出案件資料1ページ下段から2ページ上段、提出案件参考資料6ページを御覧ください。会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を基準として制定しており、今回改正された基準府令も従うべき基準とされていることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議が事前通知に見直しされ、都道府県知事への当該認定に係る申請書の写しの送付に係る規定が削除されたため、第3条第11項が同条第10項に繰上げされるものです。

また、同様に、従うべき基準である基準府令第36条第3項において、保育認定を受けた満3歳以上の子供が幼稚園を利用する特別利用教育に係る第6条第2項に対する読替規定が追加されておりますことから、本町条例においても同様の規定の改正を行うものであります。

施行期日は公布の日から施行し、令和5年9月16日から適用することといたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） それでは、1点だけお聞かせ願います。

附則でもって、この条例は公布の日から施行し、令和5年9月16日から適用するというところで施行期日が遡及しているわけなのですが、この理由を教えてくださいと思います。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの質問にお答えいたします。

遡って適用しているのはということでございますが、この件につきましては、国の基準が令和5年9月16日から施行されておりますので、本町の条例のほうもそちらに合わせて遡って適用させていただきたいと思って、このような附則にしたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、本来はこの時期に、5年のときにやるべきだったのでしょうか、これ。それが遅くなったという理由なのですか。そうですね。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） お答えいたします。

9月16日に施行されておまして、情報が流れてきましたのが若干タイムラグがございまして、近隣の町村、若松市であったりとか郡山市とかにつきましても大体12月で提案しているようでございます。ですので、我々も若干12月の会議に間に合わなかったことは事実でございますけれども、この内容につきましては、先ほどご説明しましたとおり、大きく2つの改正がございましたが、どちらも影響がないものでございます。条例が基準を見直ししたことによって何ら影響があるものではございませんが、我々としましては9月16日に遡って適用させていただきたいというふうに考えたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） タイムラグがあったかどうかでなくて、条例の施行日はやはり法律が成ったときにやるべきであって、遡及したから、いいというものではないです。これ見てみると、こういう書き方は全部そういうものなのです。遡及効果をやるというのは、不利益の原則を伴いながらならぬようにやるというだけなのです。それは上層部が怠慢しているということなの。他の町村は12月にやっている。ここはここだ。しかしながら、遡及すればいいのだと、そういう物の考え方は間違っているんで、そこはちゃんと自覚していただきたい。それだけ最後に申し上げます。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの議員のおただしのとおりでございますので、遡及規定につきましては、確かに過去の法律関係を覆すような場合もあって、一定の制限がございますので、確かに議員おただしの部分もございまして、これからはできるだけそういった遅れて対応することがないように努力してまいりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第3号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長補佐、目黒裕樹君。

〔政策財政課課長補佐（目黒裕樹君）登壇〕

○政策財政課課長補佐（目黒裕樹君） 議案第3号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料3ページから9ページを御覧願います。今回の補正予算の概要でございますが、普通交付税の再算定に伴う追加交付、組織見直しによる庁内備品等の購入及び債務負担行為の補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,119万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして追加の補正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。追加でございまして、白鳳山公園トイレ解体改築事業から本郷中学校プール解体事業までにつきまして債務負担行為を設定するものでございます。今回の債務負担行為につきましては、近年資材の調達や事業所の確保に事業を

要する事案が増加しております。また、国、県が進める建設業への働き方改革推進方針として、長時間労働是正のためには適正工期を確保する必要があることから、昨年12月に県より債務負担行為を活用することが要請されております。これらの状況を鑑み、速やかに事業に着手し、令和6年度内の事業完了とするため、債務負担行為を期間、限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。3ページをお開きください。歳入でございます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税7,209万9,000円の増額につきましては、1節の普通交付税でございまして、国の補正予算に伴い追加交付となったことから、増額するものでございます。

次に、13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料12万3,000円の減額につきましては、コンビニでの住民票等の交付手数料の減額改正により減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費60万5,000円の増額につきましては、12節の議場放送設備保守委託料でございまして、組織見直しに伴う議場システムの設定変更等に要する経費として増額するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費7,123万4,000円の増額でございまして、まず10節の消耗品費から17節の庁用備品につきましては、組織見直しに伴う本庁舎内サイン変更及び庁内備品購入に要する経費として、また24節の財政調整基金積立金につきましては、国の補正予算に伴う普通交付税追加交付分を一般財源不足分に調製し、その余剰金を基金へ積み立てるため、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、11節手数料13万7,000円の増額につきましては、コンビニでの住民票等の交付手数料の減額改正により利用件数の増加を見込み、増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点だけお伺いしたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正の部分です。今ほどの説明でいろいろ理由を述べられております。特に初めて聞いたのが、県からの活用推奨があったということで理解をしているところですが、通常こういう補正追加、珍しいなどは思っていました。ましてや通常は2年から3年を見ての追加補正であったというふうに認識しております。そういう中で、年度内にとすると本当に3か月もない中で事業を終了させるということですので、大変厳しい中でもしっかりと検証しながら補正されてきたのだなど

いうふうには理解したいと思えますけれども、その中で2点だけしっかり伺っておきたいと思えます。

1点目は、白鳳山公園トイレ解体改築事業です。2点目は、本郷中学校プール解体事業です。

まず、1点目ですけれども、いわゆる温暖化とは言われても、確かに雪が、積雪がないこの節に、年度内で事業を完了したいといいつつも、降雪期ではありますから、やっぱり降るときは降るということ想定しますと、本当にこの3か月足らずの中でしっかり完了できるのかというところの見通し、どのようにお持ちなのか。

2点目の本郷中学校プール解体事業ですけれども、これは壊せばいいということでありましてけれども、あそこをなくした場合に土地をどのように整備するかということも併せて伺っておきたいと思えます。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今根本議員の質問でございますが、債務負担行為はこの資料のとおり令和6年度というふうに記載されておりますので、この3か月というふうなことではないのだろうというふうに思っておりますので、その辺議長のほうからひとつ再度お願いしたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 令和6年度ということで、3か月という期間はちょっと認識が違うということなのですが、その辺を含めて所管から回答をいただこうと思えます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

3か月間で事業が完了できるのかということですが、あくまで事業そのものは令和6年度の債務負担行為設定ですので、まずこの3か月間におきましては、事業の契約までは行いたいというふうに考えております。そして、あとは当初から速やかに設計業務とかに入っていくというようなことですので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「勘違いしていました。結構です」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 根本議員、プールのほうの答弁ももらいますよね。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会1月会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会1月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時59分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年1月12日

議 長 大 竹 惣

議 員 荒 川 佳 一

議 員 山 内 豪